

# 主体別行動計画等作成要領

制定日 平成19年7月19日

## 1 目的

県においては、平成19年度から平成22年度まで4年間で、概ね4万人台の雇用を拡大し、完全失業率を4%台に改善するため、「みんなでグッジョブ運動推進計画」（平成19年5月24日沖縄県産業・雇用拡大県民運動推進本部会議了承）を定め、産業・雇用の拡大に繋がる施策を短期・集中的に強力に推進していくこととしている。

その施策を効果的なものとするためには、企業、学校・教育機関、家庭・地域社会、マスメディア、行政機関等（以下「各主体」という。）が、行政の施策実施と併せて、それぞれの役割のもとで、相互に連携・協力しながら取り組む具体的な行動計画を作成し、実施することが求められている。

この要領は、「みんなでグッジョブ運動推進計画」に基づき、各主体における目標値や計画期間の設定、行動計画の詳細な内容等基本的な事項について定めるものとする。

## 2 計画等の様式

以下の様式により作成、公表するものとする。

- ・様式1（主体別行動計画様式）
- ・様式2（主体別行動計画変更様式）
- ・様式3（主体別行動計画成果様式）

## 3 主体別行動計画の作成

### （1）計画の作成

各主体は、産業・雇用の拡大に繋がる計画を様式1により作成することとする。

平成19年度については、10月末までに作成するものとする。ただし、次年度以降作成する場合は、原則として毎年度5月末日までに計画を作成することとする。

### （2）目標値の設定

各主体は産業・雇用の拡大に繋がり、かつ効果が測定可能な目標項目を検討し、行動計画の進捗管理ができるように、原則として平成22年度における定量的な目標値を設定することとする。

また、目標値は県民にわかりやすい指標項目を基本として、可能な限り成果指標（アウトカム指標）を設定することとする。

沖縄県産業・雇用拡大県民運動推進本部（以下「推進本部」という。）を構成する経済団体、労働団体等の目標値は、傘下の企業等の方向性を取りまとめた目標値となるように設定することとする。

### （3）計画の期間

目標値に係る計画の期間は原則として、4年間（平成22年度まで）とする。

### （4）目標値に対する現状値

目標値の達成状況を把握するために、現状値を記載することとする。

現状値は十分な調査を行い把握することとする。ただし、把握に要する期間が長期を要する場合は、計画作成時に近い年度の既存数値で代替することができることとする。

(5) 具体的取り組み内容

現状や背景、解決すべき課題等を含めて、目標を達成するための戦略的な取り組み方針や具体的に実施する個々の施策内容について記載することとする。

(6) 期待される効果

各主体が計画した具体的な取り組みを講じることによって、雇用の場の創出や人材の育成などの効果を予測し、具体的に記載することとする。

#### 4 計画変更の作成

行動計画の実施主体は、行動計画の実施に当たり、計画に記載された内容を変更する場合には、様式2を作成することとする。

また、行動計画の達成状況や県民運動の充実・強化を図る観点から、定期的に見直しを行うこととする。

なお、目標値を追加する場合には、「3 主体別行動計画の作成」に準じて作成することとする。

#### 5 計画達成状況の作成

(1) 達成状況

各主体は、計画に掲げた目標値に対する各年度毎の達成状況を様式3により、作成することとする。

(2) 達成率

達成率は、計画期間中における実績値を目標値で除した割合(%)で記載することとする。

(3) 評価

目標を達成又は達成できなかった要因分析も含め、総合的な評価を記入することとする。

#### 6 計画様式等の提出及び公表

(1) 提出の方法

推進本部を構成する団体に所属する企業等は、その母体となる団体に行動計画等の様式を提出し、団体は傘下の企業等の計画を取りまとめて推進本部へ提出することとする。

推進本部を構成する団体に属さない企業等は、直接、推進本部に提出することとする。

(2) 提出の期限

計画(様式1)の提出は平成19年10月末までとする。

なお、それ以降計画を作成する場合は、毎年度5月末日までに提出することとする。

計画の変更(様式2)については、変更した日以降1か月以内に提出することとする。

計画成果(様式3)原則として毎年度5月末日までに提出することとする。

(3) 公表の方法

原則として、各主体毎に様式1から様式3を公表することとする。

公表の期限については、上記(2)に準じて公表することとする。

(4) 公表の手段

公表の手段は、ホームページによる掲載を基本とする。ただし、ホームページを開設していない場合は、県民に広く周知する他の方法により公表するものとする。

なお、行動計画の全体のスキーム図等の公表を補う説明資料がある場合は、各主体の判断で適宜公表することとする。

(5) 事務局ホームページへの掲載

推進本部事務局で運営するホームページの掲載については、達成状況の総括表と

以下の行動計画を優先的に掲載することとする。

- ・先進的な取り組み事例が含まれた行動計画
- ・設定した目標の実現可能性が高いと見込まれる行動計画
- ・地域の様々な主体が連携・協力し、相乗効果が見込まれる行動計画
- ・各団体の推薦による個別企業等の行動計画

## **7 適用期日**

この要領は、制定の日から適用する。